

国際室会議に関する規則

(平成十一年十月二十二日規則第六十八号)

(目的)

第一条 この規則は、国際室規程（会規第四十三号、以下「規程」という。）第三条の規定に基づき、国際室会議（以下「室会議」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(室会議の構成)

第二条 室会議は、事務総長及び担当事務次長のほか、次の各号に掲げる者により構成する。

- 一 国際室長
 - 二 国際室嘱託
 - 三 企画部国際課長及び同担当課員
- 2 参与及び幹事は、国際室長の求めにより室会議に出席して意見を述べることができる。

(室会議の運営)

- 第三条 室会議は、国際室長が招集する。
- 2 室会議の議長は、国際室長が当たる。ただし、国際室長が出席できないときは、国際室嘱託のうち国際室長の指名する者が議長となる。

- 1 -

- 3 室会議の議事については、議事録を作り、二十年間保存する。

(守秘義務)

第四条 第二条に定める室会議の構成員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(細則)

第五条 規程及びこの規則に定める事項については、別に細則を定めることができる。

附 則

この規則は、平成一二年一月一日から施行する。

- 2 -